

## 会 議 録

会議の名称	第6回小金井市公立保育園運営協議会次第	
事務局	子ども家庭部保育課	
開催日時	平成26年4月21日(月)午後7時30分～9時10分	
開催場所	小金井市役所本庁舎 第一会議室	
出席者	五園連	東海林一基 委員(くりのみ保育園) 本多由美子 委員(くりのみ保育園) 宮田 優子 委員(けやき保育園) 岡崎 英 委員(けやき保育園) 八下田友恵 委員(小金井保育園) 寺地 理奈 委員(小金井保育園) 市川 朋子 委員(さくら保育園) 小泉 未紀 委員(さくら保育園) 片桐 由輝 委員(わかたけ保育園) 三橋 誠 委員(わかたけ保育園)
	市	川村 久恵 委員(子ども家庭部長) 鈴木 遵矢 委員(保育課長) 諏訪 知恵 委員(保育課長補佐兼保育係長) 前島 美和 委員(くりのみ保育園園長) 海野 仁子 委員(けやき保育園園長) 福澤 永子 委員(小金井保育園園長) 福野 敬子 委員(さくら保育園園長) 杉山 久子 委員(わかたけ保育園園長)
傍聴の可否	(可) ・ 一部不可 ・ 不可	
傍聴者数	17人	
会議次第	1 開会 2 委嘱状交付 3 自己紹介 4 議事 〔1〕第5回会議録の確認について 〔2〕保育業務の総合的な見直しについて 〔3〕保育ニーズ等について ア 障がい児保育 イ 延長保育の延長について 〔4〕当面の課題について 〔5〕次回日程の確認	
発言内容・ 発言者名(主な 発言要旨)	別紙のとおり	
会議結果	1 開会	

	<p>2 委嘱状交付 岩下委員（けやき保育園）の辞職に伴い、新たに推薦された岡崎英委員に委嘱状を交付した。</p> <p>3 自己紹介 自己紹介を行った。</p> <p>4 議事 〔1〕 第5回会議録の確認について 会議録の確認を行い、公開することとした。 〔2〕 保育業務の総合的な見直しについて 保育課長から口頭で資料28の説明を行い、次回の運営協議会で資料提出することとした。 〔3〕 保育ニーズ等について ア 障がい児保育 保育課長から資料29の説明を行い、次回、引き続き質疑を行うこととした。 イ 延長保育の延長について 延長保育については、次回の運営協議会で協議することとした。 〔4〕 当面の課題について 子ども家庭部長から、待機児童に係る緊急対応として公立保育園の定員の弾力化により5月1日から受入数の増を行うことを報告し、質疑を行った。 〔5〕 次回日程の確認 5月26日（月）19時より</p>
提出資料	<p>資料22-1修正 小金井市公立保育園運営協議会 工程表（26年度まで） 資料27 小金井市公立保育園運営協議会委員名簿 資料28 「保育業務の総合的な見直しについて（五園連作成資料）」の質問事項 資料29 障がい児保育の調べ（受入定員無し・全年齢対象） 資料30 障害児保育に対する論点整理メモ</p>
その他	なし

第6回小金井市公立保育園運営協議会 会議録

平成26年4月21日

開 会

○川村委員長　それでは、ただいまから小金井市公立保育園運営協議会の会議を開催いたします。よろしくお願ひいたします。

それでは、初めに、委嘱状交付を議題といたします。

けやき保育園父母会から推薦をいただいた岩下委員の辞職に伴いまして、新たに推薦いただいた岡崎英さんが委員とされます。委嘱状は机上に配付してございますので、ご確認をお願いいたします。

○岡崎委員　はい、ありがとうございます。

○川村委員長　次に、自己紹介を行います。

まず、私のほうから。子ども家庭部長の川村と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

○鈴木委員　保育課長の鈴木と申します。よろしくお願ひします。

○諏訪委員　保育課長補佐件保育係長の諏訪と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

○前島委員　くりのみ保育園の前島と申します。よろしくお願ひいたします。

○杉山委員　わかたけ保育園、杉山です。よろしくお願ひいたします。

○福澤委員　小金井保育園の福澤と申します。よろしくお願ひいたします。

○福野委員　さくら保育園の福野と申します。よろしくお願ひします。

○海野委員　けやき保育園の海野です。よろしくお願ひします。

○三橋委員長　わかたけ保育園の父母の三橋と申します。よろしくお願ひいたします。

○東海林委員　くりのみ保育園の父母の東海林と申します。よろしくお願ひいたします。

○片桐委員　わかたけ保育園の父母の片桐です。よろしくお願ひします。

○八下田委員　小金井保育園の父母の八下田と申します。よろしくお願ひいたします。

○寺地委員　小金井保育園、寺地と申します。よろしくお願ひします。

○市川委員　さくら保育園の市川です。よろしくお願ひします。

○小泉委員　さくら保育園の小泉です。よろしくお願ひします。

○宮田委員　ちょっとおくれまして、申しわけありません。けやき保育園の宮田です。よろしくお

願います。

○岡崎委員 けやき保育園の岡崎です。きょうからよろしく願います。

○川村委員長 ありがとうございます。

それでは、4の議事に従って進行いたします。

初めに、議事の(1)第5回会議録の確認についてを議題といたします。

第5回の会議録については、お配りした内容で決定することにご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

○川村委員長 ご異議がございませんので、第5回会議録については、お配りした内容で決定いたしました。

次に、(2)保育業務の総合的な見直しについてを議題といたします。

資料の説明を行います。

○鈴木委員 それでは、資料28の説明を行わせていただきます。

左側に番号、項目、真ん中のあたりに意見、質問という形で1表にさせていただきました。これは以前、五園連作成資料として提出させていただいたものです。その意見、質問に対しまして、私のほうから回答というか、説明させていただきたいと思います。

番号に沿って説明させていただきます。

番号の1番、それから2番を一括してご説明をさせていただきます。

平成25年12月18日付で小金井市公立保育園運営協議会の運営方針に関する覚書を共同委員長間で確認の上、締結しているところです。この方針に基づき、運営協議会を運営していくこととなります。今後、現在の保育内容についての確認、検討を、職員団体との協議と並行して行う中で、運営協議会でご議論をいただきたいと考えています。

○三橋委員長 すみません、それは何に対する回答ですか。

○鈴木委員 これは1番と2番に対する。

○三橋委員長 1番と2番といいましたら、この番号の1番ということですか。意見に対する回答ですか。

○鈴木委員 そうです。

○三橋委員長 質問じゃなくて、意見に対する。

○鈴木委員 はい。

○三橋委員長 わかりました。

○鈴木委員 それから3番です、番号3番です。

民間・公立保育園の決算額の推移については、2月18日の運営協議会で資料提出したところですが、他自治体との比較につきましては、検討した結果、単純に比較することは困難とさせていただきます。決算額の推移につきましては、資料17で提出しているところです。

次、4番目です。具体的な予測数値はありませんが、都市部の保育需要については今後も引き続き一定のレベルで推移するものと考えています。平成25年度に実施したニーズ調査の結果を見て精査をしたいと考えています。

5番目です。公立保育所の運営費については、国負担分2分の1、都負担分4分の1、市負担分4分の1の割合で負担してきたところですが、三位一体改革、これは補助金の削減、税源移譲、地方交付税改革を三位一体改革というんですが、三位一体改革により一般財源化されたところです。

本来であれば、ご指摘のように、地方自治の観点からは望ましいことと言えますが、一般財源化に伴う財政措置は地方交付税の基準財政需要額、基準財政需要額というのは地方公共団体が合理的、妥当な水準の行政を行う際に必要な経費を、福祉、教育などさまざまな行政分野ごとに算定して合算したものです。基準財政需要額への当該経費の参入にとどまっていることから、一般的に市の財政負担が増している傾向があります。

市としては、全体の財政状況等を総合的に判断し、歳入が見込める事業については積極的に歳入の確保を図るべきと考えています。

6番目です。具体的な保育施策に関する収支計画はございませんが、子ども・子育て支援新制度の中では待機児童をなくしていく施策を行っていく必要があります。その事業計画を策定する必要があります。その策定作業の中で具体的な検討を行っていきたいと考えます。

7番目です。民間・公立保育園の決算額の推移については、先ほどお話ししたように2月18日の運営協議会で資料提出しているところですが、他の自治体との比較については、検討した結果、単純に比較することは困難と判断させていただきました。

それから、8番目です。待機児童を解消していくためには保育の供給量の確保が必要と認識しています。保育の供給量の確保には、当然財政負担が生じることとなります。仮に認可・認証保育所60人定員を設置した場合の毎年度の運営費として市が持ち出しとなるおおよその額は、認可の場合はおおよそ2,500万円程度、認証の場合は1,900万円程度が想定されるということです。

それから、次は9番目から12番目までを一括してご説明いたします。

- 三橋委員長　　ちょっといいですか。
- 鈴木委員　　はい、どうぞ。
- 三橋委員長　　このペースでやられてるのも、口頭でやられるやり方もあるかもしれないんですけど、今の話の中まででも確認というか、わからないところがありますし、あと、もし資料があるのであれば、ちょっとそれをコピーをしていただきたいと思うんですが。ちょっと今の口頭だけではなかなか書き取れないというか、幾つかポイントを聞き逃しちゃうたりもして、この後の質疑がちょっとやりづらいなどは思ったんですね。
- 宮田委員　　何についての回答なのかがさっぱりわからない。
- 三橋委員長　　そうそう。ちょっとこちらもそう思ったんで、ちゃんときちんと文書にしてとかという形でやっているの、やりとりをきちんと記録に残すという意味で。議事録には残るとは思うんですけども、やっぱり資料として、これに対する回答という形で出してもらったほうがいいと思うので。
- 鈴木委員　　口頭で今回報告をさせていただきまして、次回、その内容をちょっと整理をして、今回またご質問があるかもしれませんが、資料として提出させていただくという形でいかがでしょうか。
- 三橋委員長　　うん、まあ。ただ、ちょっときょうは質疑がしづらいなということはあるんですけどもね。そこまで回答を用意してあるんだったら、前々からあるように、事前に送っていただけたほうが本当はいいとは思いますが。それじゃあ、きょうは本当に聞きおくというか、ポイント部分だけ何か確認するような、そんな感じですかね。
- 片桐委員　　市のやりとりというのは、こういうのが一般的なんですか。一生懸命聞いてるんですけど、やっぱりかなりそれを聞いても、この後質問もできないし、気になってるところ、次の質問を考えてるうちに忘れていっちゃうぞみたいな感じで。今回はしようがないので、次回は文書で出してもらおうとしても、こんなやり方してたら、一つのことに對して2回か3回、回を重ねないと、中身について議論できなくなっちゃうので。
- 三橋委員長　　口頭で仕方がないのなら口頭で仕方がないと思うんですけど、このレベルであれば、文書にして出してもらえないかなと僕は、通常の常識感覚というか、できるのかなと思ったりはしますね。
- どうしますか、このまま、とりあえずやってもらいますか。
- 一回、この今のところまででもう一回、聞き漏らしたところ、確認したいところとか

という形のほうがいいですかね。1番のところまででも、幾つかあるんじゃないかなと僕は思いますけど。

○片桐委員 正確さを欠くので、質問するのもちよっとはばかられます。

○三橋委員長 わかりました。

じゃあ、とりあえずざっと言っていたいで、もう次回に。今回は質問まで行かないで、次回かなという感じかと思えますけど。

○鈴木委員 申しわけございません。続けてさせていただきます。

それでは、9番から13番までですね。現在の保育園の体制では、延長、休日、障がい児保育等の拡大は難しいと考えています。保育サービス拡充には人の確保が必要ですが、当然、正規職員、非常勤嘱託職員、臨時職員を問わず、採用に当たっては財政的な負担が生じてくることとなります。

それから、14番目、公立保育園5園のうち、けやき保育園を除く4園については、いずれも築30年以上経過している施設です。施設白書において、小金井保育園は老朽化対策、くりのみ保育園、わかたけ保育園、さくら保育園については耐震補強工事等大規模改修を実施済みですが、バリアフリー対策、環境対応の必要性が指摘されているところ です。

今後、平成26年の3月に示された公共施設マネジメントの構築に向けた取組として、公共施設の維持、保全に係る全庁調整、横断的体制の構築に向けた一定の方向性が示されており、この取り組みの中で今後検討していくこととなります。

15番目、公立保育所の運営費につきましては、先ほどもお話ししたとおり国負担分2分の1、都負担分4分の1、市負担分4分の1の割合で負担してきたところですが、三位一体改革により一般財源化されています。後段の部分につきましては、先ほどお話ししたとおりで、全体の財政状況を総合的に判断し、歳入が認められる事業について積極的に歳入確保を図るべきと考えているところです。

それから、16番目です。一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会を目指して、平成24年8月に子ども・子育て関連三法が成立し、この法律に基づき、平成27年4月から子ども・子育て支援新制度が全国的にスタートする予定となっています。新制度では、乳幼児期の教育、保育の総合的な提供や待機児童対策の推進、地域での子育て支援の充実を図ることとなっており、課題解決に向けた協議が必要と考えています。

17番目、子ども・子育て支援新制度においては、乳幼児期の教育、保育の総合的な提供や5年間での待機児童の解消、地域での子育て支援の充実を図ることとなっており、具体的な内容は今後状況を確認し検討していくこととなりますが、そうした施策の推進には多くの経費が必要となると考えています。

18番目、課題解決に向けた対応。現在、本市は危機的な財政状況にあり、将来的にも財源不足が予想されているところです。景気低迷により市税収入が伸び悩む一方、歳出面では扶助費を中心として社会保障費が大幅な増加傾向を示しており、市政運営を取り巻く環境は大変厳しくなっており、この間、市民サービス維持のため計画された事業の延伸や見直しを行うとともに、歳入を確保するため財政調整基金や繰越金の活用、臨時財政対策債の発行により対応してきましたが、取り組むべき課題が山積する中、基金残高は急激に減少し、国の制度変更により臨時財政対策債も発行抑制され、財政対応力が著しく低下するなど、早急に対応を講じることが求められているところです。

19番目、保育業務の総合的な見直しの課題解決に向けた対応は公立保育所と関連するものです。子育て広場事業、園庭開放については、一部の民間保育所でも実施をしています。

20番目、今後、運営協議会の中でご議論をいただきたいと考えています。

それから、21番目から22番目ですね、こちらにつきましては、別途資料を調整して提出させていただきたいと思います。

それから、23番目の財政効果につきましても、別途資料を調整し、提出させていただきたいと思います。

それから、24番目、保育業務の総合的な見直しについては、限られた財源の中で課題を解決し、公立保育所として果たしていくべき役割を担っていくために、公民それぞれの役割を分担し、効率的に保育施策を実施していくというもので、決して補助金の確保を目的として保育業務の総合的な見直しを行うというものではございません。

質問事項のまとめにつきましては、幾つか別途調整をして資料を提出させていただきたいと思います。

説明については以上です。

○三橋委員長 個別のところは、先ほどの話であったように、今どうかということはないと思うんですけれども。

○鈴木委員 すみません。テープ反訳が委託になるので、名前の確認をお願いします。

○三橋委員長 はい、わかりました。話すときに名前をちゃんときちんと言ってください、あるいは委員長がきちんと指名してくださいということなので、そのようにお願いします。

ということで、すみません、僕が全部やればいい。三橋ですけども。

言いたかったことは、今この場で、とりあえず次回に資料を出してもらうに当たってちょっと言っておきたいこととか、ここだけはということが、もしあれば、伺う方も大変でございますけど。いいですか。

じゃあ、ちょっとまずは文書で資料をいただいて、できるだけこれは、すぐにできると思いますんで、送っていただいて、こちらのほうもそれをもとに検討する時間をちゃんととればいいのかと思います。

○川村委員長 それでは、今説明した内容につきましては、文書でお送りするということでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○川村委員長 よろしくお願いいいたします。

では、この保育業務の総合的な見直しにつきまして、何かほかにありますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは次に、議事の(3)保育ニーズ等についてを議題といたします。

資料の説明を行います。

○鈴木委員 では、私のほうから資料29のほうを説明させていただきます。

前回の運営協議会の中で、どれくらいの人数、年齢制限を撤廃し受け入れ定員を撤廃したときにどれくらいの人数がというご質問がございました。他の市の状況を調べて、1市だけなんです、本日出させていただきました。

市名についてはちょっと伏せさせていただいて、A市ということで、公立保育園が10園の市であります。それぞれの児童数というところが、10園のそれぞれの入所児童数です。障がい児の入所数が、その右の欄にあるとおりの数字となっています。1人から6人までという形で、大体1桁の数字が入っているところです。割合につきましては、障がい児入所数とその園の児童数の割合ということで記載させていただきました。この児童数につきましては、平成25年10月の時点で調査した数字ということで出させておいております。

それから、本日、三橋委員長のほうから作成いただいた資料を資料30としてお配りしております。

委員長のほうから、何かございますか。

○三橋委員長　いつものとおり、前回議論したことをちゃんとまとめておかないと、口頭だけでは、いわゆる議事録だけで終わってしまいますので、まとめていく必要があるかなという中で、メモを出させていただきました。

メモの1番のところでは、これまでの経緯ということで、会議の中でも確認しましたのびゆく子どもプランと五園連の要望の話。あと現状の評価については、対象年齢と定員と障がいの程度による受け入れの差について、ここでは載せていただいています。

ただ、定員については、実際には、10名とかになっても、障がいが見つかった場合というのは定員に含まれないということで15名になっているということで。

すみません、メモのその後の部分ですが、字体が変わってますけど、実際は変えるつもりはなくて、外に出すときは全部同じ文体にしたいと思います。

あとは、これ実際に拡充する上での論点では、ここから出てきまして、入所の選定方法、ここは健常者と同じ基準になることによって、かえって受け入れがされにくくなる可能性があるということで、これは一定の優先的な基準を設けることを庁内で今検討していただいているという話でした。あとやはり議論として一番時間をとったのが、障がい児にかかわる保育士の体制ということで、現状、1人の障がい児に対して1人の保育士が対応しているというところで、各委員、それぞれによって立場がありますからね。ちょっとこのところを特に見ていただいて、もし言ってることが違うとか、もうちょっとこういう言い方を、こういうふうにまとめてほしいとかというのがあれば、どんどん言っていただければと思いますけど、当局側のほうからは、他園では1対1の対応の園は余り多くなくて、むしろかかわらないほうがよいという意見もあるというようなお話があった次第です。

園長先生のほうからは、常に1対1で保育をしているわけじゃないけども、児童の気持ちや安定させるためには必要な場面に即応できることが大事で、1対1というのは大事なシステムだというようなお話があったというのが一つですね。

あとは五園連側の人のほうからは、体制を変えるのは、人減らしが目的ではないかとか、あるいは保育の質が下がるようなことにならないような検討の仕方を慎重にすべきだといったような話がありました。それできょうのところで、資料を出していただきましたけれども、実際、年齢の撤廃ですとか定員枠の撤廃を行ったときに、具体的にどんな構成人数になるのか、これも市側と意見が大分食い違っているところが若干ありまし

たので、余り変わらないという意見があれば、やはり定員拡充化していくんだというような話もありましたんで、これをどういうふう調整されて、かつどういうふうにしていきたいのかというところを評価してくださいという意見が出ていたので、きょう、資料29は見てきたというふうに理解をしています。

ここまでで、どうですか。

○鈴木委員 補足、よろしいでしょうか。

ちょっと文部科学省のホームページとかいろいろ調べていて、保育園に対する部分だけではないんですけども、参考になりそうなのがあったので、メモをちょっとつくってきたんですけども、近年、特別支援学校や特別支援学級に在籍している幼児児童生徒が増加する傾向にあつて、23年の5月1日現在なんですけど、義務教育段階において特別支援学校及び小・中学校の特別支援学級の在籍者、それから通級で指導を受けている児童生徒の総数の占める割合が2.7%という数字が出ています。

また、学習障害や注意欠陥多動性障害、高機能自閉症等、学習や生活の面で特別な教育的支援を必要とする児童生徒数については、文部科学省が平成24年に実施した調査によりますと、約6.5%程度という数字が出ています。そのことから、通常の学級に在籍している可能性が約6.5%程度あるというふうに見られているようです。

仮に保育園で、先ほどお話しした2.7%、仮に数字を丸めて3%、それから6.5%を7%と仮に想定すると、100人定員の園の場合、3人から7人程度の入所者が予想される。100人の定員の中でですね、その中に大体3人から7人程度が想定されるかなというのが、この数字から単純に見た数字であります。

私のほうから補足は以上です。

○三橋委員長 ありがとうございます。

前回に引き続きというような形になりますけども、延長保育の時間とか当面の課題もありますが、ご質問とかご意見とか、もしあれば。

僕のほうからなんですけども、今日いただいた資料も、1%台とかありますけど、平均で見ると4%ぐらいですか。大体おっしゃられた3から7%の範囲というのがありますというところで、小金井市においても、例えば「きらり」があつたりとか、あとはまた、公立の保育園に入りたいとか認可の保育園に入りたいという中で、他市以上にふえてくる可能性というのは若干あるのかなというような意見等も聞いてはいたんですけども、仮に、じゃあ3から7%としたとして、ちょうど500人前後、500世帯ぐ

らいですかね。大体35人マックスですか、3%。15人から35人ぐらいというのは、これは現状と比較するとどれぐらいふえるんですしたっけ。

○鈴木委員 現状がたしか各園2人で10人、プラス、それから在園児の中から配慮が必要ということで加配してる子どもが各園2人か3人ぐらいですかね。

○三橋委員長 前回の資料では15名となっておりますよね。

○鈴木委員 ええ。

○三橋委員長 15名とすると、今がじゃあミニマムぐらいで、多くなると20名ぐらいさらにふえる可能性があるかと。

○鈴木委員 そうですね。

○三橋委員長 というようなこと、ここはよろしいですかね。まずこの評価というか、ここに単純に当てはめると。

じゃあ20名ふえたときにどういったような対応というか対策を考えなければいけないのかということについて、これについてはどういうふうにお考えですかね。仮に20名ふえた場合は。

○鈴木委員 基本的に、定員を撤廃した場合には、仮定ですけども、それぐらいまでふえていく、全体で35人程度までふえていくのかなというふうに考えています。

そうしたときに、課題といいますか議論になるのが職員配置ですね。そういう部分が議論になっていくのかなというふうに考えております。

ちょっと参考までに、ちょっと古いんですけど、平成22年12月15日に子ども・子育て、当時は新システムと言ってたんですが、新システム検討会議作業グループの中で出てきた資料なんですけども、障害児保育職員配置基準の状況というのが、その中で数字が出てきています。1対1が2%の自治体で対応、1対1。2対1が17.6%、3対1が31.4%、4対1が7.8%、その他が41.2%という状況になっています。

○三橋委員長 そのほか何%ですか。

○鈴木委員 そのほか41.2です。

○三橋委員長 これはどういうふうに理解したらいいんですかね、その他というのは。

○鈴木委員 全国的に見ると、1対1というのは非常に少数派になるという状況もありますし、ただ、その保育の内容についてどういう形でやってるのかというのを、我々は1対1でやっておりますが、他の市もですね。例えば2対1とか3対1がどういう状況になってい

るかというのは、細かくはちょっとわかっていない状況なので、そういうところも今後見ていきたいなというふうに考えているところです。

○三橋委員長 他市でも個別に何かいろいろ対応しているんですね。

○鈴木委員 その他ですね、障がいの程度に応じて基準を設定しているというところもあるようです。

○三橋委員長 そういうことなんですね。

簡単に言ってしまえば、こういったところを参考に、小金井市でも新しい基準をつくらったり、そういうことですかね。

○鈴木委員 そうですね。障がい児に対する職員の配置という部分につきましては、どういう形でいいのかというのは、そういう他の事例も参考にしながら決めていきたいというふうに考えております。

○三橋委員長 ご意見、どうでしょうか。

前回は話がありましたけれども、ニーズというか、かかわりの必要な障がいを持たれている方が保育園に入りたいという、個々のニーズについては、積極的に市のほうも対応していくという形のある中で、それ自体悪いことじゃないというふうには思いますけれども、あとはそれをじゃあ具体的にどういうふうにやっていくことができるか。それによって五園連側の指摘に質が下がることにならないかといったところについて、今、特にその場でご意見とか。園の、前回、ちょっと一応考え方というか、お話しはいただいたと思うんですけども、改めてここだけはとか、あれば。また別途議論の機会はあるとは思いますが。

○宮田委員 先ほど全国的に1対3が主流というか、31.4%でしたっけ、占めているということなんですけれども、その1対3というのは、1人の先生で3人の障がいを持っているお子さんを見るというルールなんですか。それとも障がいを持っているお子さん1人と、2人は健常児、そういった形になってるんですか。ちょっとその辺のイメージがよくわからないんですけど。

○鈴木委員 さっきの1対3とか2対1というのは職員の配置基準ですので、職員1人が1人の障がいをお持ちのお子さんを見ていたら1対1、2人見てたら1対2という。

○宮田委員 じゃあやっぱり保育士の配置基準と一緒に、障がいを持っているお子さん3人に対して1人で見ているというイメージということでもいいんですか。

○鈴木委員 はい。

○宮田委員 何か物すごい大変なイメージが私の中にはあるんですけど、1人で3人を見るというのは、

○小泉委員 それは一斉保育というか、クラスの中でそういう状況ということなんですか。それとも、この間何か、ちょっと私も名前を忘れてしまったんですけども、障がいの子たちのための療養施設というか、障がいを持っての子たちのための、その子たちがその専門の施設みたいな、その中で1対3でやっているということだったんじゃないかな。それとはまた別で、集団の、例えば20何人入所の縦割り保育とか、20何人とかいるような、10何人とかいるような中で、障がいのある子たちを3人に対して保育士1人という体制ということなんですか。

○鈴木委員 今お話ししたのは、保育所における障がい児に対する支援ということになってますので、お話の中にありましたような幼児通所訓練施設、去年の9月末までピノキオ幼稚園というのが市にありましたけども、そういう通所訓練施設とは違う、通常の保育の中でということでございます。

年齢別なのか、それともどうなのかというのは、ちょっとこの今手元にある資料の中からはちょっとわからないんですけども、通常の保育の中でそういう対応でやっているということですよ。

○小泉委員 本当にその子その子によって、障がいを持っているお子さんって、ひとくくりに言っても、全然実態が違うと思うんですね。どういうところに難しさを持っているかとか、集団の中で全体に対しての声かけがどの程度その子に届くのか、指示が入っていけるのかというのは、その子によって全然違うと思うんですね。

小学校でもやっぱりそういう障がいを持っているお子さんが通常学級に入ってきているお子さんもいますけれども、その子に対して支援員さんという形でついている場合もありますので、そういう場合は1対1だと思うんです、大体が。

保育園でどういうふうな形で入ってるのか、私もよくわからないんですけども、おとし保育参観で見たときに、恐らく1人の方が1人の子に、障がいのある子だと思うんですけども、ついているような場面を見たときに、その子がずっと泣いているような状態だったんですね。本当にその方の担当されてる方は毎日大変だろうなというような感じを、私も印象を受けたんですけども。その様子を見てみると、とても1対3で見られるような状態ではなかったなというふうに思っているので、本当に1対3というふうな形が、どのぐらいの年齢なのかとか、本当に個別に見ていかないと、よくよく見ていか

ないと難しいのではないかなというふうに思います。

○八下田委員 小金井保育園の八下田です。小金井市で今後受け入れ定員なしで全年齢対象で障がい児枠を設けた、障がい児を受け入れた場合、例えば1園に3人入って、3対1の保育士さんを考えている場合、ゼロ歳と2歳と4歳とかで3人入ったら、その3人に対して1人つくってということですか。そしたら、その1人の先生が、朝はゼロ歳行って、昼は2歳行って、午後は4歳行ってとかって、そういうことになるということですか。

○鈴木委員 実際の、小金井の場合は1対1でやっていますので状況はわかるんですけど、ほかのそういうところがどういう対応をしてるのかというのは、申しわけございません、つまびらかに把握しているわけではないので、これについては確認したいと思います。

ただ、実態として、ほかの市の状況なんかを見ても、さまざま、1対幾つとかという配置基準でやっているという状況がありますので、きちんとした保育をされているというふうに思っていますけど、内容については確認したいと思います。

○三橋委員長 すみません、今のところなんか結構大事で、本来であれば、3対1ということであれば、ちゃんと逆に確認をした上で、こういうところで3対1とか2対1とかがいいとかですね。例えば単純に数字合わせで2対1だったら大丈夫というのではないと思いますけども。仮に障がい児枠拡充の方針になったと場合、今の話にあったように、いろいろと別のところで運用で対応を変えたりしているのではないですか。、何よりもその他が41%もあるということで、やっぱりいろいろと考慮すべき点があり、例えば先ほどから話があるように障がいの程度とか、そういったのでも違ってくると思うんですよね。もちろん都度都度というような話で、なかなか受け入れが進まないとかいったら、それで困っちゃうかもしれませんけども、やっぱりそういった実態とかはしっかりと調査なり、内容を理解した上で、人数のこの意味というのはどういうものかというのは示していただきたいなと思うので、ちょっとそこのところはできるだけしっかりと確認をしていただきたいなと思うわけです。

○片桐委員 今、三橋委員長も言ってましたけど、内容、実態を把握してないのに、この議題が、この提案が市がされたということを考えると、要するに3対1が先にあって、3対1ありきでやる、3対1でやれてるところがあるんだから3対1というような形で話が進んできたんじゃないかなというふうに思っちゃうんですね。だって、内容をわかってないんです、でもやれてるはずなんです。だから、何に食いついたかといったら、3対1に食いついて、やれるということ、どこかでやってるからやれるみたいだからここでもや

りたいというふうに見えてしまうんですね。そういうふうなものを、じゃここで本当に議論しなきゃいけないのかなと思うんですよ。内容の問題じゃないと思うんですよ、出発点自体が。3対1ありきのところで。こういうふうに、こんなことを実践しているところがあって、内容はこんなふうで、こういうふうでもやれるんだよ、こうやって安全確保もしてるんだよ。だから小金井市でもやれるんじゃないかという中で提案があったんだしたら、それはここで議論する内容なのかもしれないけれども、単純に3対1の数字から始まっていることだなと思うと、要するに内容を、今、内容を話せる状態じゃないということなわけですね。市のほうも把握してないわけですから。だから、この3対1、障がい児に対する3対1の話というのは、既に今ここで議論できる状態じゃないというふうに僕は認識しますけれども。

○三橋委員長 別にこの障がい児保育に限らずだと思うんですね。総合的見直しの議論をする中で、こちらで質問として上げさせていただいているところというのが、やっぱりこの中身の実態なりそういったところを踏まえてきちんと対応していきなり議論してほしいというのは、常々言っているところではあるので、片桐委員のおっしゃることはよくわかる。そこはよくわかるところはありますけども、まずはこうやって議論をすることによって、市がどのような、市がどこまで今対応されていて、どのようなステージなのかというのが、そこでわかることもありますので、協議そのものをどうかというところは、またちょっと次の、本当にそれで議論するとかないとかだったら、またちょっと検討が必要かもしれませんけど、今、現状そういったところが1個1個わかってくるというか、そういったところが見えてくるということも含めて、この場で議論をしてるということだと思います。

○片桐委員 そういうことであれば、やっぱりここで議論する前にきちっとそういう内容だとかを市が把握して、今のところ数字というか、何かこま合わせというか、保育の中身の問題に触れてるようで触れてないんだと思うんですね。保育所の体制をどうするかとか、正規職員だか臨時職員に何十時間の者を何人入れてどういうふうにしてとかという、何かパズルやってるみたいな感じで、実際、本当はここで議論しなきゃいけないのは、こういう保育の中身をこういう形でやりたいという提案があることについて、こちら側は疑問点だったりとか心配に思うことだとか、もっとこういうふうにやらなきゃいけないんじゃないかとかということをお話すべきだと思うので、単純にこういうふうにやりますというときに、その中身のものが一緒についてこないということ自体がやっぱり準備不

足というか。なので、そういう実態だということを知れば知るほど、どういうふうに保育を考えてるのかなと、不信感にもなっていっちゃうので。そういう現実なんだということを知れたのはいいんですけど。だけどやっぱりもうちょっとちゃんと議論するには準備が必要だというふうに思います。

○三橋委員長　ご指摘のとおりだと僕は思いますけども、もし何か。

○川村委員長　おっしゃることはわかるんですけども、ただ、ニーズとしてね、やはり障がい児の枠撤廃、年齢撤廃、それを実現させるためにどうしたらいいかというところを今、ご提案をさせていただいてるんですね。

先ほど鈴木が申し上げたのは、一定データとしての数字であり、これが根拠があるかどうかというのはまた別としまして、実際にやってる自治体があるということをお示しをさせていただいたものですね。

この自治体によってやり方というのはいろいろあると思うんですね。一概に比較ができないというところは確かにあるんですけども、今、小金井で実際、1人に対して1人の非常勤、定員は10名。しかしながら、実際は15人お入りいただいて、それなりの職員配置をさせていただいてます。これがやはり人数がふえることによって、マンツーマンが果たして全てにマンツーマンで必要なかというところの、ここになってくると思うんですね。一定、今の障がい児保育というのは、集団生活に適應できる子どもさんをお預かりしているという一定のその条件の中で、果たして1対1が本当に必要なかというところにもなると思うんですね。

実際、配置基準は1人に対して1人、3人に対して1人とかという配置基準があるんですけども、実際は療育施設ではないので、1人に対して1人がずっとついてるわけではない。集団の保育の中で、やはりたくさん目の必要だということで、それが1人に対して1人の目が必要なのか、それは3人に対して1人の目があってもできないかというところで、その辺はいかがなのかなというところなんですね。

○片桐委員　すみません。それは前回のときにも話していたことで、常にずっと1対1でなければならないかどうかというところは、いろんなパターンがあるんで、そうではないかもしれないけれども、瞬間的に1対1でなきゃいけないことがあるから、今だって1対1がついてるはずなんだと思うんですね。

前回の、今ちょっと僕も確認したんですけども、私がどう発言したかなと思って確認したんですが、1対1でなきゃ、ずっと1対1でなきゃいけないということではない

のかもしれないけれども、1対1にならなきゃいけない瞬間が3人の中の2人に同時にあらわれたときはどうするのかという問題が必ずあるでしょうということを、僕はそういうところを危惧してるんだというふうに発言をしているので。

ちょっとこれは話がずれますけれども、この三橋委員長がまとめたところも、五園連側が出してるというところで、保育の質が下がるようなことがないように検討すべきというふうになっているけれども、基本的に僕は今の段階では反対だというつもりで発言をしているので、この文面でいくと、落ちなければやっても、やることは構わないですよというふうにも読み取れるので、ちょっと文面を少し修正をしていただきたいなど、ちょっと後で言おうと思ってたんですけど、ついでに言っちゃいます。

ということなので、川村委員長が言うように、1対1が本当にいいのかというところは、それはいろいろな検証があるので、常にずっと1対1でいることがいいのかどうかというところはあるかもしれないけれども、瞬間的に1対1にならなければいけない可能性を持つてる子たちの、そういうところをフォローできなくなることについて危惧をしてるということを理解をしていただきたい。

それから、障がい児の定員枠を外すということは、それはやれるんであればやっていったほうがいいだろうなどは僕も思います。ただ、今のやり方でいくと、保育園の定員がそれに見合うぐらいふえていない中でふやすということになると、保護者間、保育園に入りたいと思ってる人たちの中で一種敵対関係が生まれるわけですよ。その枠をふやすことによって、健常児で入れるはずだった、その枠があれば健常児として入れたかもしれない人たちが入れなくなるという可能性が出てくるわけで、どっちのニーズ、そのときの、悪い言い方をすると、どっちのはやりのニーズをとるかみたいな話になっていて、この枠を、全体のパイを大きくしていないのに、ここだけとったから全体が丸くなったでしょうという話にはならないと思うんですよ。やるんであれば、ちゃんとそういうところも、そういう人たちのニーズも受け入れられるようにふやしました、枠をふやしましたという。ただ詰め込めばいいというわけじゃないので、そこは手当ての方法がちゃんとある、考えなきゃいけないとは思いますが、単純に枠をとって、定員枠をとって障がい児に枠を広げたから、これでサービス向上したというふうには、実は父母の間の中では言いにくいわけですよ。障がい児の枠がなくなって障がい児がいっぱい入ってくるようになったから、健常児が入れなくなったから、それは嫌だになって、現実には思っちゃうわけですよ、待機児童になる人たちというのは。だけど、それは今

の世の中、そんなことを言えるような状況ではないし、言うべきではないし、当然広げていかなきゃいけないことなんだから。だけど個人が持つてる、いわゆる困難なわけですよね、保育に欠けてる子を持ってて仕事に行かなきゃいけないのに預けるところがないという困難に直面している人たちにとってみれば、そういうふうになってしまうようなことを、そういう何か物をつくってしまうということ自体が、ちょっと何か片手落ちというのはどうなんだろう。ちょっと成熟してないなというか。

枠取ることは大事だと思うんですよ、おっしゃるように、2人しかいないから、どうせ公募しても入れないわと思う人たちを減らして、ちゃんと応募してもらおうということは大それたことだと思うんだけど、その反面、応募する枠に対して応募してくる人たちがただふえただけになっちゃうわけだから、じゃあ実際それでいいんですかというところは、もっと大きな視点で捉えれば、ただそれでサービス向上しました、市民のためになりましたということにはならないんじゃないかなということも、若干、前回から疑問に思っています。

○川村委員長　でもそれは、公立保育園に限らず、認可保育所全てに言えることで、あるいは認可外保育所でも同じことが言えると思うんですね。

障がいがあるなしで利用が狭められるということにはならないと思います。ですから、障がいのある子どもさんの間口が広がったから、障がいのない子どもさんがそれによって待機児童になるということにはならないと思います。それは同じ、平等だというふうに私は考えているんですね。

ただ、障がいのある子どもさんの親御さんは比較的就労時間が短かったりということで、加点の話が出ましたよね、優遇措置。その部分は非常に難しいところではあると思うんですね。ですけれども、障がいのあるなしによって待機児童になっていくところに、私はつながらないというふうに考えております。

○三橋委員長　議論の整理の仕方として、今の話というのは、待機児童なり、パイをふやさなきゃいけない。この話というのはまずあると思うんですよね。そのあたりももちろん必要で、それは片桐委員のおっしゃるとおりだと思います。その話と、今、川村委員長のほうから話があった、要は障がい児と障がい児でない者を、じゃあどういうふうに基準をつくって入所の土台に乗っけるかと。今は、考えたらこれは幾つかあって、やっぱり障がいを持たれてるから保育に欠けるというか、困っていると。そういう人は優先的に入れようというような考え方もあれば、これはどちらかという体制なり受け入れなりやっぱ

りバリアフリーの問題なりいろいろとあると思うから、そういうところでちょっとできなくて定員枠という形でやってるケースとかという話がある中で、今の話、川村委員長の話というのは、基本的に平等にしたいと。どちらも同じような基準でやりたいと。ただ、その同じ基準でやると、点数の問題が、今のをやるとしたらどうかといった話があるので、前回からある3の①のさらに受け入れがされにくくなる可能性があることについてどうするかという話があるということですよ。

ですので、ちょっと2つの問題があるとは思って、定員の拡充の話については、また別途、もっともっとやってほしいという話があるという一方で、今もこの入所の基準についてはもうちょっと具体的に、じゃあどういうふうにするのか、どういうふうな方法でやるのかというのが、やっぱり具体性がないと議論がなかなか、抽象的な話に行ってしまうので、そういうのを含めて、もうちょっと市のほうでも練って提案をいただきたいかなと、そういうのがあります。

もちろん我々のほうも、市が100点完璧な答案を出してこないと議論ができませんとか、そういうことではないと思いますし、やっているところがあるというのであれば、そういうのを勉強するのにこしたことはないんですけど、ただ、ちょっと今の議論のやり方だと、議論の進め方として、今これ2回ですけども、何カ月かかるのかなというところですか、あるいはほかのところについてもやっぱり中身についてもうちょっと理解なり議論を深めたいというところがありますので、これについてはちょっと今後の議論の進め方に結構大きく影響してくるところですので、しっかりとお伝えいただきたいというふうに思います。

ほか、どうですかね。

○市川委員　私も健常児と障がい児の方が平等であるべきとは思いますが、単純にサービス向上といったところで、枠をじゃあ広げましょうって簡単に言える話かなというのは実際感じるところで、ここに3対1、31.4%というのが主流ってありますけど、私の中でぱっと聞いたイメージだと、例えば30人のクラスに3人例えば障がいの方がいて、その程度はちょっとわからないですけど、3人障がいの方がいて、それを先生を1人ふやして、本来3人の担任の先生のところを1人ふやして4人で全体を見るというイメージとして何か捉えた部分があるんですけど、そうだったときに、やっぱり片桐さんがおっしゃってたように、瞬間的に、本当そういうお子さんって、実際の現場で保育士さんたちが保育されていて、突然手が出たりとか、障がいがないお子さんに対して、危

害を加えるって言ったらい方おかしいんですけども、そういった瞬間というのは、思わぬことというのが事故につながるということがたくさんあると思うんですね。

なので、3対1、1人ふやしたから、3人入れて1人ふやしたから、じゃあ解決されるというような単純の話ではないと思いますし、何対何とかという以前に、そういうことに精通した保育士さんというのが必要かなと思います。単純に保育士さんが1人ふえればいいということではなくて、そういう障がい児のことを理解して対応できる保育士さんというのが必要だと思うんですね。なので、現状の保育士さん不足といったところに、さらにそういうレベルの高い保育士さんというのを導入しなくちゃいけないというところで、かなりハードルが高いなというふうに私は感じていますが、必要であるし、そういうお子さんがふえているのは現状だと思いますので、市として対応していくべき、すごく難しい課題なのかなというふうに思います。

○川村委員長 先ほどのデータでも、その他が42.何%でしたか。それはやはりまさにいろんな障がいの程度によって、基準は3対1であっても4対1であっても、さらに加配をするという場合もあるのかなという、そこだと思うんですね。ですので、一定の基準は基準で、それなりの配置が必要かなというところも考えるところでもありますけども、ちょっとその辺については、もうちょっと詳細に調べさせていただきたいと思います。

○三橋委員長 ちょっと時間も大分過ぎてきたんで、もしよろしければ次の議題に入ろうと思うんですけど、これだけというのはありますか。

○東海林委員 今のお話を聞いててちょっと思ったんですけど、今、障がい児の話になってますけど、保育の質に絡む話ですと、父母のほうって、もっとよくもっとよくって発想が基本的にはやっぱりあるんで、どうしてももっとももっとなってくると思うんですね。それに対して、ちょっとそれだと難しいというお話を多分今いただいているんだと思って、今の1対1は維持できませんということをおっしゃってるんだと思うんで。

その背景って、ちょっと嫌な話なんですけど、どうしてもお金の話ってあるんだと思うんですけど、そこが今までの議論って逆に全く出てきてなくて。例えば1対1だと経費はやっぱりこれだけかかっちゃうと。だけど、それを3対1にするとこれだけ、言い方はあれですけど、浮いて、逆に言うと、先ほど片桐委員がおっしゃったようなパイの増加というんですか、待機児童の解消についてこれだけ使えますとか何か、そういうお話があれば、今よりも若干1・1が維持できなくてというのの考え方も何となくわかるんですけど、そこがないままに、1・1ができないので3・1でとかって、その数字

だけ出てきてしまうと、どうしても納得しづらいんだと思いますよね。なので、どうしてもちょっとお金の話だとあれなのかもしれないですけども、もうちょっとそのあたりの話も聞けたらなということを感じるんですけども。

○川村委員長　　今、東海林委員のおっしゃったとおり、言い方はあれですけども、具体的にお金のことって、今は非常に、今の段階では難しいところですけども。そもそもこの見直しの提案をさせていただいたのは、やはり保育サービスの拡充であり、待機児童の解消のために、市ではたくさんの財源を投入してきたということです、これからもね。さらに保護者の皆様が求める保育サービスの拡充をするためには、今よりお金をどんどんかければ、それはいいサービスが当然、幾らでもお金かければできるわけですけども、この財政が厳しい中で、いかにお金をそれほどかけずに皆様のご要望にお応えできるかというところが、やはり一番の根底になるかなというふうに思っているところでございます。

○東海林委員　　もう一つ具体的な額を聞きたいというか、その根拠があるか、妥当性も含めてというところがあると思うので。

○川村委員長　　そうですね、いずれ金額については、財政的なものもお示しをしていかなければならないかなというところではありますけれども。

○三橋委員長　　おっしゃるとおり、お金の話というのは、先ほどから総合的見直しの中でも出てきていて、それについてはこちらのほうも大分質問はしてます。ただ、お金の話ありきになってしまうと、そうすると、まず制約条件になくなってしまいますので、議論の仕方として、今やるべきことという、まずはあるべき公立保育園なりあるべき保育の姿を確認したうえで、一定の制約なりなんなりという中に、先ほどからある人の話とお金の話ですよ、そういうのが当然出てくるということだと思いますので、そのあたりの話というのは、一通り議論が出てきた後に、最終的にじゃあ保育士に対してはどうなるのか、ないしお金というのはどういうふうになっていくのか、待機児童の解消とかそういうのにお金がどれぐらい必要だとかという話というの、どこまでできるかというのがありますけれども、できる範囲でやっていきたいなとも思ってますので、またよろしく願います。

よろしいですか。ほか、いかがですかね。

じゃあ、ちょっと大分過ぎてきましたけれども、どうしましょう、延長保育の話は次回にしますか。当面の話のほうが先ですかね。

ちょっとまた大幅な時間延長というわけにもなかなかいかないと思いますので、どう

でしょうか、ちょっと議題的に。

○川村委員長　そうですね、はい。それでは、延長保育の……。

○三橋委員長　ちょっと待って。今、皆さんがそれでよければ。

それでよろしいですかね。いいですか、延長保育は次回で。

(「はい」の声あり)

○三橋委員長　はい。じゃあそういう形でお願いします。

○川村委員長　それでは、次の議題に移らせていただきます。

(4)の当面の課題についてを議題といたします。

何かご質問等ございますでしょうか。

○三橋委員長　当面の課題については、今回、たしかあれですよ。前回、資料が出ているのと、あとは待機児童の話をしていただけるんですかね、そういう話を。緊急対策。

○川村委員長　過日、市長名で文書をご配付させていただいたところでもありますけれども、各保育園で2名の受け入れ児童数の拡充ということで、市としてさせていただくことになりました。

この背景といたしましては、市ではこれまでもさまざまな施策を行っているところがありますけれども、ここの待機児童の数としまして、今年度についてはまだはっきり数字は出ていないんですけれども、25年4月1日現在で188名、今年度につきましては一次募集の応募人数から見ても100人程度、やはり昨年より多いところから、待機児童数も一定増加することが予想される中、2月の28日に、認可保育所に入所がかなわなかった保護者の皆様から集団で異議申し立てが出されました。市としましては、これを真摯に受けとめまして、緊急に対策を講じなければならないというふうに考えているところでありまして、あらゆる方策を検討している中で、公立保育園の定員を、定員ではなく受け入れ数ですね、受け入れ児童数の増加ということにさせていただきました。

職員体制といたしましては、臨時職員の加配をさせていただいて、お子様の保育には支障のないように、職員一丸となって保育を行ってまいりたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

何かご質問等ございますか。

各保育園にはご説明に行く予定でございます。先週、くりのみさんのほうに、父母会の総会がありましたので、土曜日にご説明させていただきまして、今週水曜日からかな、各保育園にご説明に行かせていただくことになってございます。

- 三橋委員長　　ちょっと前回からあるところの。前回のところも、すみません、先月の段階では、まだ4月1日現在の非常勤の職員について3名ほどとれてないとか、あとその後5名の募集をかけてると思うんですけど、この待機児解消のあれで。このあたりというのは、今の現状はどうなってますか。
- 鈴木委員　　11時間パート非常勤につきましては、4月の17日に2人配置をし、それから5月1日付で1人配置をする予定となっておりますので、11時間パートの欠員は今ないという形になります。
- 三橋委員長　　5月1日になれば、一応欠員は、要は解消されるということになってるんですね。
- 鈴木委員　　はい。それから、臨時職員につきましては、わかたけと小金井でしたっけ。違う、さくらか。2分の1名ずつ。要するに2分の1というのは、必要な時間とか必要な曜日がちょっと、その時間帯だと無理ですねという形で入っていただいている短時間であったり、週のうち3日間であったり2日間であったりという形で入っているということで、頭数的には2分の1というカウントの仕方をしてしておりますが、現状、2分の1ずつ2人、2園でそこに足りないという状況があります。
- 三橋委員長　　それはまたあれですね、募集をしているということですね。
- 鈴木委員　　そうですね。臨時職員の募集は随時行っているということです。
- 三橋委員長　　そういうことは、今回の待機児解消施策にあわせて、さらに5名の方も今、募集をかけていましたけれども、これは今もまだまだ募集中ということですね。
- 鈴木委員　　はい、募集中です。
- 三橋委員長　　一応現状そういうところですけど。
- 本多委員　　くりのみは土曜日に説明に来ていただいて、保護者のほうからも幾つか質問等あったんですけど、そのときも話が出ていましたけれども、臨職の方が無事に決まっているのかという質問がありましたし、それをどういった形で配置するのかとか、やっぱりすごく体制に対する不安というのが、ここでもよく出ますけれども、ほかの保護者の方もすごい思っいらっしゃるかなというのがすごくありました。
- あと、くりのみの場合はゼロ歳児で2名、ことし入るということで、来年度は1歳児は今のところ募集は1名ということで聞いておまして、説明がありまして、これに関してもやっぱりかなり不安というか、持っいらっしゃる方もいらっしまいました。
- あと募集の形ですね。かなりよく市報を見ていないとわからないような状況だったのではないかということ、やっぱり実際応募された方に聞いてみまして、ちょっとそれ

はどうなのかなという。気づいた人だけが何か応募できるような形になってしまっ  
てないかなというのはちょっと思いました。

○鈴木委員　　まず、募集の関係ですけども、ちょっと本当に急に動いたもので、市報なんかもちよ  
っとスペースがとれずに、必要なことを載せ切れていなかったのかなという反省がござ  
いますが、ちょっとタイミング的にそれしかもうできないということから、ああいう形  
になりました。

ホームページについては、一定必要な情報をきちんと載せていると思いますので。あ  
と既に一次募集、二次募集で応募されてる方で、それで入れなかった方については、新  
たな変更等がない限り届け出等は必要ないということですので、自動的に今回の選考の  
対象になるという形になります。

園によっては、例えば希望園を追加したりとか変更したりとかという場合は18日ま  
でにご連絡くださいということで、市報やホームページで周知したところですが、通常  
の募集に関しても市報、ホームページ中心になっておりますので、ちょっとそこら辺に  
ついてはご理解いただきたいと思います。

○八下田委員　　確認ですが、今の本多委員のお話だと、今年度限りの定員増ということで、来年度は  
また今の4月の定員に戻すということですか、ゼロと1は。募集が減るって。

○本多委員　　来年度上がったときは枠が変わらないので、新たに募集するのが1名というふうに。

○片桐委員　　3名で募集していたところに2名が上がってくるから、1名しか募集できない、応募  
できませんよという。だから、パイが広がってないから、手は打ったけれども、来年に  
しわ寄せが来ますよちゅうことです。

○八下田委員　　小金井はゼロと1に1なんですけど、毎年1歳は3人入れてたんですが、そうすると  
2人しか入れないということですか。

○鈴木委員　　はい、とりあえずゼロ歳で今回入った方がそのまま上の年齢に上がると、現在の定員  
をそこで、言い方は悪いですけど、食っちゃうという部分が出てきます。それは実際そ  
うなんですけども、来年どうするかというのは現時点で明確な方針を持っているわけ  
はございません。

○三橋委員長　　小金井保育園については、でもそれは変わらない、そういうことか。単純に言うと、  
上へ上がるだけであれば、くりのみの場合は2名は食っちゃうという形ですけど、小金  
井の場合は、もし定員が現状のままであれば変わらないということになるのかなと思う  
んです。入れる人数は変わらないということになりますけど。

- 八下田委員 ふえるということですか。
- 三橋委員長 要は1名、1名ふえてるから。
- 海野委員 今、定員って三橋さんがおっしゃっていましたが、定員。
- 三橋委員長 は変わらない。
- 海野委員 定員をふやすわけじゃなくて、受け入れ児童数をふやしているわけなので、定員は変更してないので、そこはちょっと間違えないで。
- 八下田委員 ああ、そうなんですか。
- 海野委員 はい。
- 八下田委員 定員は変わってないんですか。
- 片桐委員 受け入れた分ですよ。
- 鈴木委員 定員数というのは、各園のほうで保育所案内に出ますけども、例えば小金井保育園であればゼロ歳が9人、1歳が10人となっておりますが、現在受け入れているのは、4月1日入所が9人と12人という形で、その部分で最大受け入れ人数という形で出ている、受け入れ人数がふえていると。
- 三橋委員長 これはいわゆる弾力枠を使ったというやつですね。
- 鈴木委員 そうですね。定員の弾力化ということです。
- 三橋委員長 ほか、どうですか。
- 鈴木委員 これだけ、すみません。ちょっと来年1歳とかの受け入れ数が少なくなってしまうという話がありました。くりのみ保育園でもそういうご質問をいただきました。
- そこで、ちょっとお話しさせていただきたいんですが、今年度の予算で、貫井保育園で、認可保育園ですね、貫井保育園でゼロ歳、1歳の分園を設置する予定となっております。定員が20名です。それから、こむぎ保育園、くりのみのすぐそばですけども、こむぎ保育園で増改築を行い、40名の定員増を27年4月からを予定しています。貫井保育園については、26年の1月からの分園設置ということで、今準備をしているところです。
- 三橋委員長 ほかよろしいですか、どうですか、ご質問等。
- 寺地委員 緊急対策だということで、今年度だけの対策ということですか。来年、こむぎと貫井がふえるから、もう来年はその対策はやらないだろうということなんですか。待機児童の対策としては、まだ今後も続いていくということはないんでしょうか。
- 鈴木委員 待機児童解消に向けては、今回、当初予算、26年の一番最初に出す予算、基本とな

る予算について、今お話した2つの民間園の定員増の施策を予算化しているところ  
です。

そのほかの施策についても今後補正予算等で対応していきたいということで、現在準  
備をしているところですが、具体的なお話はちょっとまだこの段階ではお話しできな  
いんですけども。これでよしとすることではなく、保育の供給量については増大させ  
ていきたいというふうに考えています。

○寺地委員 　つまり来年度、その1歳児枠はことしより少なく、減っていくってことに対しては、  
また今後ちゃんと対応をしていくという、対応をとっていくということですか。

○鈴木委員 　今回の臨時対策としまして、弾力化で今お話した内容を行うわけですがけれども、来  
年度について公立・認可園の定員枠についてどうしようかというのは、具体的に今お話  
しできるものを持っておりませんので、今後出てくる待機児童の数とか、あとニーズ調  
査の結果等を踏まえまして、どういうことをしていくべきかというのを考えていき  
たいと思っております。

○寺地委員 　すみません、そのままにはしないということですか。

○鈴木委員 　そのままとは。

○寺地委員 　そのまま何も対応しないということはないということですね。

○鈴木委員 　待機児解消について何もしないかということですか。

○寺地委員 　いや、違う。来年度の1歳児枠に、その募集の枠が減るということに対して、そのま  
まにしないということですか。

○鈴木委員 　例えばどこかの園の1歳の枠をさらに弾力化してというようなお話ではなく。

○寺地委員 　いや、そういうことではないんですけど、これからまた対応を考えていくという形で  
いってるんですけども、何も対応をとらないということですよ。

○三橋委員長 　それは公立保育園の中でということですか、それとも公立保育園以外も含めてとい  
うことですか。

○寺地委員 　うん、それも含めて対応していくということなんですよ。

○三橋委員長 　うん、そうですね。でいいわけですよ。  
ほかどうですか。

○片桐委員 　ちょっと単純な質問で申しわけないんですが、貫井保育園のゼロ、1で20名。その  
ゼロ、1が2歳になったときというのの受け入れ先というのはあるんでしょうか。

○鈴木委員 　貫井保育園のほうで受け入れる、本園のほうに。

- 片桐委員 本園のほうにそのまま入っていくから。
- 鈴木委員 という。
- 片桐委員 要するに、貫井保育園としてゼロ、1の枠がふえて、そこで卒園までずっといける保証があるというか。
- 鈴木委員 そうです。
- 片桐委員 行き先はちゃんとあるという。
- 鈴木委員 はい。
- 川村委員長 必ずしも貫井保育園に行きたい方ばかりではないという面もありますよね。
- 片桐委員 まあもちろんね。ただ、2歳になったら突然放り出されちゃうということではない。
- 川村委員長 そんなことにはならないように、それは考えなくちゃいけないというふうに思っています。
- 三橋委員長 ただ、2歳児のほうは定員はふえてないので、先の話の延長でいえば、2歳児で新たに入る人の数というのはふえるというわけではないということだったんですね。むしろやっているとこは、これをどういう評価をするかですけど、2歳以上の定員は変わっていないわけだから、それでもゼロ、1については定員がふえてる分だけ、まだその分だけ預かる。
- 片桐委員 2歳から入るのは難しくなったかもしれないけど、ゼロから入っていくと最後までいく担保が一応はあるという。
- 三橋委員長 そうですね。ただ、その評価は難しく、ゼロ歳児よりは、三鷹のほうとかだと、1歳児をふやして、ゼロ歳児の人はできるだけ産休とってくださいというような、産休、育休とってくださいというような言い方をするとこもあれば、それも政策なんですけど。
- 片桐委員 三鷹のところは、かなりそれはそれで、兄弟もゼロに入れなくなったりとかして、かなり混乱をしてるので。
- 川村委員長 そうなんですか。
- 片桐委員 そうなんです。ゼロの枠を減らして1、2をふやして、これでゼロは家で見てくださというふうにやったら、そこにいた兄弟のゼロ歳で生まれたときにそこに入る口がなくなっちゃって、2つの園に行かなきゃいけなくなるとかというんで、やっぱりそれはそれでかなり問題が三鷹では起きてるんで、単純にそういうこと。やっぱりいろんな方向から見とかなないと、ちょっと危ないので。

○川村委員長　ただ、今後、新制度が27年4月から始まりますけれども、これに先駆けて、やはりいろんな施策を市としても考えています。

当然、この新制度に向けて、国のほうが5年間で待機児童をゼロにするという、こういう方針を掲げてますけれども、やはりその財源も当然、消費税が10%に上がる財源を子育て支援に回すというようなことも言われてますので、一定待機児童の解消に向けての自治体の裁量にかなり力を入れていかなきゃならないなというふうに考えているところではあります。

認可保育所、認証保育所もいろいろさまざまありますけれども、小規模保育というのも、これは自治体の認可を、基準をつかって小規模保育施設というのも、これもつくれるものになってくるんですね。ですので、あらゆる形のニーズに合わせた保育形態、認定こども園というのは小金井市は今のところはないですけども、幼稚園でそのようなおやりになりたいというところが今後出てくる可能性もありますので、いろんな形態、全ての子どもさんがいろいろな選択できる、そういったものを考えていかなきゃならないというふうなところでもあります。

○三橋委員長　ほかどうですか。

では、僕のほうからお聞きします。

すみません、今回の新規対策ということで、これだけ待機児童が問題になっているとか、過去から問題になっているという中で、公立保育園としてやれることをやっていくというのは当然だと思います。やれることは何なのかといった中で、一応先ほどからちょっと話としてあるのが、まずやっぱり体制面の話は当然あったとして、要は本当にこれで、園によってはゼロと1が入って、それで臨職1名っていうのはどういうふうに配置するんだとか、じゃあ保育の中身はどうなっていくのかというところは、ちゃんときちんと説明をしていただくというか、それがなかなかきちんと言明がされないと、父母のほうでも不安になったりとか、どうしたって話になったりしますし、そういうところはちゃんときちんと説明いただきたいというのがまず1点ですね。

あともう一つは、そもそもの話なんですけども、やっぱりやり方というか進め方ですか、こういったような対策なり緊急的なことをやらなきゃいけないから今回の措置はやるべきだとしても、ちょっとかなり場当たりのというか、もうちょっと公立保育園として、せっかくこうやって枠をふやすにもかかわらず、本当に募集もしっかりときちんとしたことが市報で伝えられないという。まあそれだけじゃなくて、言えばできるんじや

ないかとか、やっぱり逆に不信感になりますよね。何でじゃあ今まで。今まででも弾力枠は使ってたと思いますし、前にもちょっと話ししましたが、それこそホールを一部潰して保育室にして定員を拡充というか、そういったようなこともしている中で、じゃあ今回、またもう一回弾力枠を使いますと。だから、弾力枠は今まで使ってきたはずだと思うんですけども、そういうふうには仕切ってたところがあったと思うんですよ。

それをじゃあ、このタイミングというか、なぜこういうような形で出てくるのかといったら、結局待機児童は今までこれ随分問題になってたと思うんですよ。にもかかわらず、このタイミングでこういう形でぱっと出てきて、かつそれが緊急なのか、それとも恒常的なのかということも今現状でちょっとよくわからないと、要は来年度以降どうするかわからないという話というのも、やっぱり。もちろんパイとして、全体としていろいろ拡充していただくのは当然だと思いますけど、基本的にやっぱり今までの僕のイメージだと、一回定員拡充というか、緊急と言っても、この緊急というのはずっと続くんじゃないかなというふうに個人的にはそう思ったりはするんです。あるいは続けざるを得ないんじゃないかなといったときに、じゃあこの緊急、緊急ということの持っている意味は何なのか、じゃあ将来どうするのか、どうしてどういうふうに行っていくのかというところがやっぱり見えてこない、先ほどのような来年どうするんですかとか、それこそこのゼロ、1、2とか、そういうのの定員の配分とかどうするのかですね。弾力化枠っていうのは、じゃあどういうような考え方なのかとかというところが全然ちょっと整理されないと、かえって父母のほうから不安なり不満なりの声というのが、せっかくいいことをやってたとしても、理解されないものになってしまう。

これ別にこのことだけに限らないと思うんですけど、どうしてもその保育計画がないとか、いろんなところの中で、1個1個はやってるとか頑張ってるとかという話はされますし、そういうところはあると思うんですが、それだと伝わらないとか理解されないところというのが、やっぱり小出しというか、言われて何とかその場で対応するというようなことになってしまうと、かえってそれが市民に対して不信感とかになっちゃうところがあるんで、そこらあたりをぜひそういうふうにならないように、もうちょっとしっかりと対応をしていただきたいなというところがこちらからの、きつい言い方をして恐縮ですけども、お願いしたいなと思います。

○川村委員長　三橋委員長のおっしゃるとおりでありますけれども、やはり緊急に何ができるかというところを考えたわけですね。5月の連休明けから復帰される方も大勢いらっしゃるわ

けですから、やはり一番何ができるかという、あらゆる方策を考えている中の緊急にまず対応できる場所が何かということで、公立保育園の定員拡充というところで話をし、一定の策をとったんですね。

ですので、ほかに何も考えていないわけではないですし、当然、待機児童のこれは、今はまだはっきりした人数は出ていませんけれども、これに向けては市といたしましても真摯に取り組んでいくというふうに、そういう考えでございますので。まだ一定予算が伴うものですから公表はできませんけれども、いろいろ考えているところではあります。

それで、あと受け入れする子どもがふえることによって保育園の対応として、保護者の方にご不安がないような対応ということで、保育園のほうも頑張るといふに言っていますので。まだ月例がはっきりしないところがあるので、具体的に言えないと思いますが、何かあれば園長のほうで、ありますか。

○海野委員 けやき保育園の1歳児クラス2名、受け入れ増をします。25日に保護者の説明会のほうを予定していますが、その中で、具体的に保育の中でどんなふうに変っていくのかというようなことを少し、1歳児クラスの担任のほうからお話できればいいかなというふうに思っています。

けやきの1歳は10人のクラスが2つあるんですけども、その片方に2名入れて12名を、今10名で担任2人、正規の担任がついていて、それぞれ二クラス、そういう体制になっていて、クラスフリーの保育士が今は臨職なんですけど、います。12名になったところで、この担任を3名にふやして、3名で保育に当たる。一日を通して小金井市の1歳児クラスの配置基準の5対1が守れるように、一日を通してきちんと人を配置して保育ができるような体制を組みます。

そういうこととか、お食事のときには、今は1歳児なので一斉に食べられないので、時間をずらしながら食べさせているんですけども、それが12名になることでどんなふうにお食事の様子が、こんなふうになります、していきまうとかいうお話とか、お散歩はこんな感じになりますとか、具体的にお話ししながら、どんな状況に変わっていくのかということを理解していただけるといいかなというふうに思っています、やっぱりそういうことで保護者の皆さんに安心していただけるといいかなというふうに思っています。

○三橋委員長 よろしいですか。ほかいかがですか。

すみません、僕のほうでもう1個なんですけど。今の話っていうのは、当面の課題の

中で、この待機児童に関する緊急の話だったと思います。

前回、資料26で、保育体制の論点メモというのを下させていただいて、これまでの議論の中で委員のほうから出てきた質問などを追記しています。例えば資料で下線引かせていただいたところを整理したんですけども、前回は保育の質を担保できる理由はというところで、幾つかやりとりがありました。あとは総合的な見直しの協議中だとなぜ採用できないのかとか、非正規雇用をすることのメリットはとか、あるいは市がやるべき考える保育体制とは。ちょっといずれもなかなか回答が明確になかったというふうにはと思いますが、こういったところが出てますので、これについては、この話というのはいろいろなところで出てくる話ではあるので、今この場で全て解決とか回答とかということはないかもしれませんが、協議をしていく中で念頭に置きながら議論を進めていくことになるかなと思います。

あともう一つ資料を、きょうこの資料番号25の差しかえという形で、前回の資料に正規職員のほうの数字などを追加し、一番の最新版の資料を出してもらっています。この中で、本当にそれはたくさん議論にすべきようなところがあるんですが、特に特例パートですとか、あるいは非常勤嘱託職員、あるいは臨時職員ですとか、こういったところの具体的な、それぞれどういうふうになっていて、どういうふうに関割を持たれてて、それをどういうふうに対応されてきてるのかというところなんですけれども。一言で言ってしまうと、やっぱりこういった非常勤、特例パートのところすとか、あるいは臨時職員のところというのは、ちょっと数字、特に臨時職員はわかりにくいところもあるんですけど、ここんとこずっと募集をかけてるぐらいじゃないかなと思います。なかなか、これも採用している数だけなんですけども、臨時職員の中でいくと半年でしたっけ、最長で。1年でしたか。半年ごとの契約で、それで1年ですね。マックス1年で、半年、半年の契約でいってるところはありますけども、なかなか採用ができてないというところ、あるいは特例パートや非常勤などもとれずに、採用定数がとれずにいるというケースもかなりありますので、こういったところを今後、体制面を考えていく中で見ていきたいし、あと今、臨職の方も入る前提でまた話が出てると思うんですけど、これも今、急募という形で対応いただいていると思うんで、こういうのも引き続き確認しなくちゃいけないんだと思います。

あとは30時間保育を2名の方が入られて、その方がうまく保育をしていただけるかどうかというところですかね。もちろん事故がないとか、そういうのは当たり前でして、

今、前々から園の先生方がおっしゃられている、あるべき保育の姿と比較してどういう評価になるのかというところをこの中でやっぱりきちんと確認していかないと、単純にじゃあここが変わって、それでよかったのか悪かったのかというところのお話というのがなかなかちょっとできにくいですし、来年度以降の話もなっていないだろうし、そのあたりのことについては折に触れて確認していくという形になると思います。

これについて何か、ここだけはみたいな。

大分結構時間、過去にとってはしていますので、繰り返しの議論になるとちょっとあれかもしれませんけども、でもちょっとここだけとは、あえて。もしあれば。よろしいですか。

すみません、では。

○川村委員長　それでは、当面の課題については終了いたします。

次に、(5)次回日程の確認でございます。

若干休憩いたします。

休　憩

再　開

○川村委員長　それでは、再開いたします。

次回の日程は、5月26日月曜日午後7時半からと決定いたします。場所につきましては、追ってご通知を差し上げます。

それでは、以上で本日の日程は全て終了いたしました。大変お疲れさまでした。

閉　会